

策定の趣旨

地方公共団体の外郭団体は、社会経済環境の変化に応じ多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応するため、行政では十分にカバーしきれない分野において、より効率的、機動的かつ柔軟な公共サービスの提供を行い、行政の補完・代替・支援機能を担うために設立されてきた。

しかし、近年「官から民へ。民間でできることは民間で。」という分権の精神に基づき、行政が実施すべき事務事業と、民間で実施可能な事務事業を峻別し、官民において、より機能的で柔軟な役割分担を図ることが求められている。

地方公共団体の外郭団体についても、時代の変化とともに設立当初の目的と現状の活動状況との間に、乖離が生じたり、地方公共団体との関係において、独占的、優位的な条件の下で市場原理が働きにくく、経営上解決すべき課題や民間事業との競合が生じるなど、外郭団体のあり方そのものが問われ始めている。

このような中であって、本市においても、近年の税収の落ち込みや国からの補助金、地方交付税の削減等厳しい財政状況にあり、より一層の事務事業の見直し、経費節減が必要となっている。一方、本市の外郭団体においても、地方自治法の改正による指定管理者制度の創設（平成15年9月施行）等、取り巻く環境の変化の中で、民間事業者と対等の条件の下、競争して事業を展開していくだけの、経営体制の強化が求められている。

本基本プランは、平成16年3月策定の「静岡市行財政改革推進大綱」に基づく行財政改革推進の一環として、本市が行う外郭団体に対する人的支援、財政的支出等の本市の関与のあり方を見直し、本市外郭団体の自立を促すとともに、本来独立した経営主体である外郭団体自らが、公共サービスの供給主体の一つとして、積極的に改革・改善に取り組み、効果的、効率的な経営体制を築くことができるよう、本市の基本的な方針を示すため策定するものである。